

(件名)

給与改定等交渉結果

(要旨)

人事委員会の勧告に基づく職員の給与改定等について、11月20日(水)に職員組合と最終の副知事交渉を行い、下記の内容で合意した。

本年の給与改定については県議会12月定例会、給与制度のアップデート等については2月定例会以降に関係条例の改正条例案を提出する。

記

1 本年の給与改定（主な内容）

- (1) 給料表：若年層に重点を置いて平均2.7%引上げ
- (2) 期末・勤勉手当：年間0.1月分引上げ（年間4.50月→4.60月）
- (3) 扶養手当：子に係る手当を1,000円引上げ（11,000円→12,000円）

＜適用時期＞令和6年4月1日（(2) 期末・勤勉手当は令和6年12月1日）

2 給与制度のアップデート（主な内容）

- (1) 給料表：各級の初号の給料月額を引上げ等
- (2) 地域手当：県内一律3.7%→4.15%
- (3) 給料の特例率：1.89%→1.43%
- (4) 扶養手当：配偶者に係る手当を段階的に廃止
子に係る手当を段階的に引上げ（12,000円→14,000円）
- (5) 通勤手当：支給限度額の引上げ（80,000円→150,000円）
- (6) 勤勉手当：最上位区分に適用される成績率を引上げ

＜適用時期＞令和7年4月1日

3 特殊勤務手当の見直し

- (1) 税務手当等の月額支給の手当を日額化、対人折衝等の困難性を有する手当を「対人折衝等業務手当（日額650円）」に統合
- (2) 「家畜交配作業手当」の支給対象業務を拡大し、名称を「家畜取扱手当」に変更

4 子の年齢に応じた柔軟な働き方

- (1) 子育て部分休業に新たな取得パターンを追加
- (2) 育児を行う職員の時間外勤務免除制度の対象となる子の年齢拡大
- (3) 看護休暇の取得要件の拡大（学校行事等）